

## 上田市公共交通活性化協議会設置要綱

## (目的)

第 1 条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法第 59 条）第 6 条第 1 項、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 9 条第 4 項及び地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱（平成 23 年 3 月 30 日国総計第 97 号ほか）第 3 条第 1 項の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため上田市公共交通活性化協議会（以下「法定協議会」という。）を設置する。

## (事務所)

第 2 条 法定協議会の事務所は、上田市大手一丁目 1 1 番 1 6 号上田市役所内に置く。

## (協議事項)

第 3 条 法定協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の策定及び変更の協議に関する事項
- (3) 地域公共交通再編実施計画（以下「再編実施計画」という。）の策定及び変更の協議に関する事項
- (4) 地域公共交通確保維持改善計画（以下「改善計画」という。）の策定及び変更の協議に関する事項
- (5) 形成計画、再編実施計画及び改善計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (6) 形成計画、再編実施計画及び改善計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (7) 市町村運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (8) 法定協議会の運営方法その他法定協議会が必要と認める事項

## (組織)

第 4 条 法定協議会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 国土交通省北陸信越運輸局長が指名するもの
- (2) 長野県知事が指名するもの
- (3) 上田市長が指名するもの
- (4) 交通事業者
- (5) 交通事業者の運転手組合
- (6) 道路管理者
- (7) 公安委員会
- (8) 住民又は利用者の代表
- (9) 学識経験者
- (10) その他上田市が必要と認めるもの

2 法定協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監査員 2人

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 会長は上田市都市建設部長をもって充てる。

- 2 会長は法定協議会を代表し、その会務を総括する。
- 3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 副会長は、委員の中から互選する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が不在のときは、会長の職務を代理する。
- 6 協議会の会計を監査する監査員は、委員の中から会長が任命する。

(監査員)

第7条 監査員は、法定協議会の出納監査を行う。

2 監査員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(法定協議会の運営)

第8条 法定協議会は、会長が召集し、議長となる。

- 2 法定協議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員は、都合により法定協議会を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 法定協議会の議決方法は、出席委員の過半数の賛同をもって決定することとする。ただし、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 5 法定協議会は、原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開で行うものとする。
- 6 法定協議会は、必要があると認められるときは、委員以外の者に対して、法定協議会の出席を求めることができる。
- 7 会長は、会議の内容が軽微な場合や緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することが困難な場合は、書面協議により議決をすることができる。この場合において、第2項及び第4項の規定を準用する。
- 8 前6項までに定めるもののほか、法定協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第9条 法定協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(分科会)

第10条 法定協議会は、第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じて分科会を設置することができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 法定協議会の業務を処理するため、上田市都市建設部交通政策課に事務局を置く。

2 事務局には事務局長、事務局員を置き、事務局長には上田市都市建設部交通政策課長、事務局員には交通政策課職員をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第12条 協議会の経費は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、法定協議会の運営に関して必要な事項は、会長が法定協議会に諮り定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月23日から施行する。

この要綱は、令和2年 6月 5日から施行する。

この要綱は、令和2年 2月14日から施行する。

この要綱は、令和元年 5月29日から施行する。

この要綱は、平成29年 5月31日から施行する。

この要綱は、平成27年 6月 1日から施行する。

(上田市公共交通活性化協議会規約の廃止)

上田市公共交通活性化協議会規約(平成20年3月14日施行)は、廃止する。

(上田市地域公共交通会議設置要綱の廃止)

上田市地域公共交通会議設置要綱(平成20年3月14日施行)は、廃止する。

上田市公共交通活性化協議会委員名簿

上田市				嬭恋村				草津町				
区分	所属・職名	委員名 (敬称略)	備考	区分	所属・職名	委員名 (敬称略)	備考	区分	所属・職名	委員名 (敬称略)	備考	
国土交通省北陸信越運輸局長が指名するもの	国土交通省北陸信越運輸局 交通政策部交通企画課長 国土交通省北陸信越運輸局 長野運輸支局首席運輸企画専門官	佐々木 凜太郎 芦澤 千恵子		国土交通省関東運輸局長が指名するもの	国土交通省関東運輸局 群馬運輸支局首席運輸企画専門官	神宮 秀樹		国土交通省関東運輸局長が指名するもの	国土交通省関東運輸局 群馬運輸支局首席運輸企画専門官	神宮 秀樹		
長野県知事が指名するもの	長野県企画振興部交通政策課長 長野県上田地域振興局企画振興課長	小林 伸行 甘利 善一		群馬県知事が指名するもの	群馬県県土整備部交通政策課長	松井 紀		群馬県知事が指名するもの	群馬県県土整備部交通政策課長	松井 紀		
上田市市長が指名するもの	上田市都市建設部長	藤澤 純一	会長	嬭恋村長が指名するもの	嬭恋村総合政策課長	佐藤 幸光		草津町長が指名するもの	草津町総務課長	篠原 誠		
交通事業者	東日本旅客鉄道㈱長野支社上田駅長	丸山 裕文		交通事業者	東日本旅客鉄道㈱長野野原草津口駅長	田中 富士夫		交通事業者	東日本旅客鉄道㈱長野野原草津口駅長	田中 富士夫		
	しなの鉄道㈱経営企画課長	小林 信嗣			西武観光バス㈱軽井沢営業所長	竹島 達也			西武観光バス㈱軽井沢営業所長	竹島 達也		
	上田電鉄㈱常務取締役管理部長	國枝 聡								ジェイアールバス関東㈱長野支店長	三輪 政文	
	上田バス㈱専務取締役	舟見 哲也								草軽交通㈱代表取締役社長	遠藤 孝	
	千曲バス㈱営業部長	白鳥 明			(一社)群馬県タクシー協会吾妻・渋川地区協議会長	高橋 敏幸	(草津観光自動車)			(一社)群馬県タクシー協会吾妻・渋川地区協議会長	高橋 敏幸	(草津観光自動車)
	東信観光バス㈱営業部長	篠原 敏夫										
	ジェイアールバス関東㈱小諸支店長	宮内 章一										
	公益社団法人長野県バス協会専務理事	松井 道夫										
	(一社)長野県タクシー協会会長	滝川 哲也										
	長野県タクシー協会上小支部長	中島 健彦										
	上田観光自動車株式会社 (武石地域デマンド交通運行事業者) 和田バス有限会社 (武石地域デマンド交通運行事業者) 菅平観光タクシー株式会社 (豊殿地区循環バス運行事業者)	中島 健彦 相馬 靖子 飯島 正明										
交通事業者の運転手組合	千曲バス㈱労働組合理長	小井出 勇		交通事業者の運転手組合				交通事業者の運転手組合				
道路管理者	国土交通省長野国道事務所副所長	中嶋 政幸	国道管理者	道路管理者				道路管理者				
	長野県上田建設事務所長	蓬田 陽	県道管理者		群馬県中之条土木事務所長	石井 和範	国道管理者		群馬県中之条土木事務所長	石井 和範	国道管理者	
	上田市都市建設部管理課長	馬場 稔	市道管理者		嬭恋村建設課長	滝沢 勇司	村道管理者		草津町土木課長	岡部 猛	町道管理者	
公安委員会	上田警察署長	浅川 博章		公安委員会	長野原警察署長	浦野 弘則		公安委員会	長野原警察署長	浦野 弘則		
住民又は利用者の代表	上田市自治会連合会(上田地域代表)	若林 裕司		住民又は利用者の代表	区長会長(大笹区長)	佐藤 光成		住民又は利用者の代表	区長会長(泉水区長)	桜井 宏機		
	上田市自治会連合会(丸子地域代表)	小島 幸一										
	上田市自治会連合会(真田地域代表)	吉池 正博										
	上田市自治会連合会(武石地域代表)	金子 圭一										
	上小圏域障害者総合支援センター所長	橋詰 正	監査員									
	上田婦人団体連絡協議会長	小宮山 アサジ										
	豊殿地区循環バス運営委員会会長	半田 義春										
	上田市身体障害者福祉協会女性部長	高木 津留子										
上小高等学校長会長	佐原 智行											
学識経験者	信州大学工学部准教授	高瀬 達夫	副会長	学識経験者				学識経験者				
	上田女子短期大学総合文化学科教授	花岡 勉	監査員									
上田市が指名するもの	(一社)信州上田観光協会会長	柳澤 憲一郎	(上田市商工会議所会頭)	上田市が指名するもの	(一社)嬭恋村観光協会会長	岡村 径朗		上田市が指名するもの	(一社)草津温泉観光協会会長	市川 薫		

※関係行政機関等で、両町村に委員表記がある場合でも議決権は一つとします。

事務局	上田市 都市建設部 交通政策課長	竹内 繁弘	
	交通政策課 課長補佐 兼 交通政策担当係長	山田 晃一	
	交通政策課 交通政策担当係長	市川 章弘	
	交通政策課 交通政策担当主任	峯村 祐太	
	交通政策課 交通政策担当主任(再任用)	竹内 正弘	
交通政策課 交通政策担当主事	山川 美輝央		